

生殖補助医療治療計画書（融解胚移植）

医師が記入します。

診断名：ア. 卵管性不妊 イ. 男性不妊 ウ. 機能性不妊 エ. 一般不妊治療無効

上記の診断にて 以前に凍結した胚の融解胚移植を実施する。

【融解胚移植で使用できる技術】

- ・アシステッドハッチング
- ・高濃度ヒアルロン酸含有培養液

※ただし、胚移植を初めて実施する方は使用ができません。

【2022年4月1日より前に凍結した胚の移植について】

2022年4月1日より前に凍結した胚を用いての融解胚移植は以下の条件を満たしている方のみ実施できます

- ・保険診療に移行することに同意されること
- ・治療計画書を提出すること
- ・日本産婦人科学科登録施設で保存された胚である
- ・2022年4月1日以降に実施される不妊治療に係る費用について、2022年3月31日以前に徴収されていないこと

以下にチェック☑を入れてください。

- 婚姻関係である、もしくは婚姻関係ではないが、パートナーが治療の結果、出生した子について認知を行う意向がある。
- 保険診療では検査の回数、使用できる薬剤、使用できる薬剤量・薬液濃度に制限がありそれを超えるものは実施できません。
- 治療周期の途中で、保険から自費、自費から保険への変更はできません。
- 保険診療をご希望した場合、治療周期の途中で上記の自費診療はいかなる場合でも実施できません。
- 代筆を含め虚偽の申請が判明した場合、全額自費となります（厚生省の不妊治療に関する支援についてを参照ください）。
- 移植のキャンセルの場合はいかなる場合でもキャンセル料が発生します。

上記事項に理解し同意の上、保険診療を希望します。

同意日：202 年 月 日 → ※同意日は、その周期はじめて受診される日を記入してください。
記入例) 移植希望で月経3日目の2023年10月1日受診 → 同意日: 2023年10月1日

妻 ID: _____ / 氏名(自署): _____ (歳)

夫(パートナー) 氏名(自署): _____

*夫(パートナー)は、6か月に1度もしくは、一般不妊治療へ変更時に必ず受診が必要です。